

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 68 号）

- 件 名 富山県農林水産総合技術センターが作成した、富山県文書管理規程「第 7 章公文書の廃棄及び移管」の規定に従って作成した資料の廃棄を行った際に廃棄業者へ引き渡した日がわかる資料の非開示決定処分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 令和 3 年 12 月 14 日
- 実施機関の決定日 令和 4 年 2 月 2 日
- 実施機関（担当室課） 富山県知事（農林水産部農林水産企画課）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 公文書不存在
- 審査請求年月日 令和 4 年 2 月 8 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、請求内容に従った対象資料の未公開分の開示を求める
- 諮問年月日 令和 4 年 5 月 31 日
- 答申年月日 令和 4 年 9 月 2 日
- 争点 未公開文書の存否
- 審査会の判断

第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分（令和 4 年 2 月 2 日付け農総技第 185-2 号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和 3 年 12 月 14 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。（対象期間：平成 26 年度～請求日）

1. 富山県農林水産総合技術センターが作成した、富山県文書管理規程「第 7 章公文書の廃棄及び移管」の規定に従って作成した全ての資料
2. 1 にて廃棄を行った際に廃棄業者へ引き渡した日がわかる資料

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求のうち、2 の請求内容に対し、対象公文書を保有していないことを理由として、条例第 11 条第 2 項の規定により本件処分を行った。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 4 年 2 月 8 日付けで、行政不服審査法（平

成 26 年法律第 68 号) 第 2 条の規定により審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第 3 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

公文書の廃棄方法については、富山県文書管理規程第 69 条によれば、「廃棄処分は、公文書がみだりに他に使用されないよう焼却、溶解、裁断、消去その他の方法により確実に行わなければならない。」とされている。

このため、当審査会において、富山県農林水産部農林水産企画課及び農林水産総合技術センターの職員に意見聴取を行ったところ、廃棄目録により廃棄決定した公文書は、ファイル、金属、紙などに分別し、紙のみを溶解ボックスに入れて密閉するが、溶解ボックスの側面には、担当課及び担当者名のみを記載することとされ、内容物に関する記載は機密保護の観点から求められていないため、密閉後の内容の特定は困難となる。また、当該廃棄作業に関する記録、廃棄決定した公文書を入れた溶解ボックスの個数及び総務会計課が指定する溶解ボックス廃棄日に指定場所へ運び込んだ個数に関する記録が残っていないため、「廃棄業者へ引き渡した日」については、総務会計課資料を含めて特定することができないとのことであった。その説明に不合理な点は認められない。「廃棄業者へ引き渡した日」として可能性が高い日は想定されうるが、「廃棄業者へ引き渡した日」を特定することは困難であることから対象となる公文書は不存在とするしかない。

よって、本件開示請求に係る実施機関の判断は妥当とせざるを得ない。

2 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 4 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年5月31日	実施機関から諮問書を受理
令和4年6月29日 (第182回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の概要説明 ・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和4年8月3日 (第183回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議
令和4年9月2日 (第184回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
大 原 弘 之	弁護士	
神 山 智 美	富山大学経済学部准教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	高岡商工会議所専務理事	